

健 号 外
令和 7 年 5 月 1 9 日

関 係 各 位

島根県健康福祉部健康推進課長

要配慮者に対する資格確認書の交付等について

平素から、本県の国民健康保険運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」に伴い、現行の国民健康保険証の有効期限は、令和 7 年 7 月 31 日に満了した後は、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みに移行することとなっております。

一方で、マイナ保険証をお持ちの方でも、当該保険証での受診が困難な方（要配慮者）については、申請を行うことで資格確認書が交付されます。

上記については、先般、令和 6 年 11 月 18 日付健号外「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う資格確認書交付申請手続きへの協力依頼」でも同様にお願ひさせていただいているところです。

つきましては、貴施設を利用されている方等で、マイナ保険証での受診が困難と思われる方がいらっしゃいましたら、別添リーフレットをご活用いただき、資格確認書の交付申請等に向けたご支援・ご協力を賜りますよう、改めてお願いいたします。

【留意事項】

- ・申請先は、要配慮者の方が属する国民健康保険の保険者（市町村）です。別添に「資格確認書交付申請書」を添付しておりますが、市町村によって様式が異なる場合がありますので、詳細については、各市町村（国民健康保険担当部署）へお問い合わせください。
- ・島根県の国民健康保険では、現在、令和 7 年 7 月 31 日まで有効な被保険者証を交付しております。被保険者証の有効期限が切れる前に対象者へ資格確認書を交付できるよう、令和 7 年 5 月末までを目途に申請いただけるよう、ご配慮をお願いします。

【担当】島根県健康福祉部健康推進課
国民健康保険係 倉井、太田
TEL: 0852-22-5270 FAX: 0852-22-6328

【お問い合わせ先】 島根県市町村国民健康保険担当部署

	市 町 村 名	部 署	担 当 係 等	電 話 番 号
市部	松 江 市	保険年金課	国保・年金係	0852-55-5263
	浜 田 市	保険年金課	国保係	0855-25-9410
	出 雲 市	保険年金課	国保年金係	0853-21-6982
	益 田 市	保 険 課	保険係	0856-31-0212
	大 田 市	市 民 課	保険年金係	0854-83-8154
	安 来 市	市 民 課	保険年金係	0854-23-3084
	江 津 市	保険年金課	国民健康保険係	0855-52-7937
	雲 南 市	市民生活課	生活グループ	0854-40-1031
仁多郡	奥出雲町	健康福祉課	保険係	0854-54-2511
飯石郡	飯 南 町	保健福祉課	—	0854-72-1770
邑智郡	川 本 町	健康福祉課	保険医療係	0855-72-0633
	美 郷 町	住 民 課	保険・衛生係	0855-75-1213
	邑 南 町	町 民 課	国民健康保険係	0855-95-1114
鹿足郡	津和野町	健康福祉課	保険係	0856-72-0651
	吉 賀 町	保健福祉課	保健医療グループ	0856-77-1165
隠岐郡	海 土 町	住民生活課	保険係	08514-2-1821
	西ノ島町	町 民 課	保険年金係	08514-6-0103
	知 夫 村	村民福祉課	保健衛生係	08514-8-2211
	隠岐の島町	町 民 課	国保年金係	08512-2-8560

お手元の健康保険証の有効期限をご確認ください。
令和7年7月31日以降、順次満了
となります。

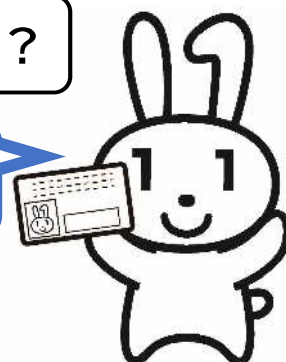
健康保険証の有効期限が切れたあとは、
マイナ保険証か資格確認書
で医療機関・薬局にて受付をしてください。

従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、
マイナ保険証を基本とするしくみに移行しています。



マイナ保険証を使ってる人はどうしたらいいの？

ぜひ、そのままお使いください！



マイナ保険証でないと受診等できないの？

マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書が交付されます。
また、マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証での受付が困難な方は、加入している医療保険者に**申請すれば資格確認書を取得できます**。親族等の法定代理人や介助者等による**代理申請も可能**です。



まずはマイナンバーカードを持っているか
ご確認ください！



マイナ保険証の準備はできていますか？
いまのうちに確認しましょう！

裏面へ >>>

マイナンバーカードを健康保険証として
使うために利用登録をしておきましょう！

ご自身の登録状況がわからないときは？

医療機関等の受付窓口で設置されている顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置くと、利用登録が済んでいない方には、その場で利用登録の案内がされます。



受付に使用する顔認証付きカードリーダーの操作方法など、何かわからないことがあれば、受付の職員にお気軽にお声かけください。

他の方法で確認したいときは？



- 1 スマートフォン
マイナンバーカード
を用意します



- 2 「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログインします。

- 3 「健康保険証」を押します

- 4 「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるのでご自身の登録状況をご確認ください



マイナポータル総合フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く)

平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

マイナンバーカード
の保険証利用について
もっと知りたい方は
こちら



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

マイナ保険証利用時に顔認証や暗証番号での受付が難しい場合は 目視で本人確認を行うことができます

別添 2

何らかの事情で顔認証や暗証番号での本人確認ができない方は、医療機関・薬局の受付の職員にお声がけいただければ、職員による目視での本人確認が可能です。



どんなときにもお願いしてもいいの？

以下のような場合に、目視での本人確認を行うことが可能です。

- 顔認証がうまくいかず、かつ患者本人が暗証番号を忘れてしまった(又は暗証番号を連続で3回間違えてロックがかかってしまった)場合
- 患者ご本人が認知症・障害等により、顔認証や暗証番号の入力操作が上手くできない場合
- 体調・状況が悪化して、顔認証や暗証番号の入力操作が上手くできない場合
- 機械のトラブル等で顔認証や暗証番号の入力操作ができない場合



目視での受付をお願いしたいとき、どうすればいいの？

まずは受付の職員にお声がけください！その後、以下の手順で受付を進めていきます。



1

職員が顔認証付きカードリーダーの設定を変えます。

2

職員がカードの顔写真を目視で確認して、ご本人確認を行います。

3

確認後、患者さんご本人で顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置いていただきます。それ以降は通常通りの同意画面に遷移しますので、案内に沿って同意を進めてください。



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く)

平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

マイナ保険証の
メリット等
について



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

お手元の健康保険証の有効期限をご確認ください。

令和7年7月31日以降順次、健康保険証は使えなくなります。



マイナ保険証か資格確認書



で医療機関・薬局にて受付をしてください。

マイナ保険証 の利用を ご希望の方

利用登録済み
の場合

そのまま医療機関等でご利用ください。

未登録の場合

医療機関等にある顔認証付きカードリーダー
で利用登録ができます。

※マイナポータル等でも登録できます。

マイナ保険証を お持ちでない方

お手元の健康保険証の有効期限前に資格確認書が交付されます。詳しくは、加入している保険者にお問い合わせください。

マイナ保険証の 利用が困難な方

ご高齢の方や障害をお持ちの方など、マイナ保険証での受付が困難な方は、加入している保険者に申請すれば資格確認書が交付されます。

※後期高齢者医療制度にご加入の方には、令和8年7月までの間は、マイナ保険証の有無に関わらず、申請しなくても資格確認書が交付されます

＼こんな時に便利！／ マイナ保険証のメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定、搬送先の病院で活用される

この他にも、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。
ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



マイナンバー
フリーダイヤル **0120-95-0178**

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く） 平 日：9時30分～20時00分
土 日 祝：9時30分～17時30分

マイナンバーカードの
健康保険証利用について
もっと知りたい方はこちら



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare